

市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための
財政措置拡充を求める意見書について

市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を求めること
に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年10月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

江 川 あ や

上 野 和 幸

高 橋 紀 博

品 田 と き え

高 見 一 典

金 谷 美 奈 子

市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための
財政措置拡充を求める意見書

地域公共交通は、市民生活の中で必要な移動を支え、経済活動を行う上で不可欠な社会基盤である。人口減少・少子高齢化の進展により、交通弱者の買物や通院などへの対応や、地球温暖化といった環境問題への対応など、地域公共交通の果たすべき役割は、ますます重要になっている。

一般社団法人地域公共交通総合研究所が２０２５年３月４日に、「交通政策基本法第１３条で「法制上又は財政上の措置」を講じなければならないと明示されているように「運送法の改正」と「財源の確保」で「抜本的な利益体質が可能になる事業モデルの変換」、すなわち、たちまちの維持・改善はリ・デザインで行い、将来の改革へはリ・ビルドに進むこと」を提言し、加えて２０２５年６月１日から３０日までの間に実施した第９回公共交通経営実態調査においては、「地方交通の路線維持や赤字経営をどうするか」から「２０２４年問題で加速した運転士不足」が経営や路線維持に強く影響することが浮き彫りとなったことから、処遇改善等の交通事業者の企業努力だけでは地域の移動を支えることは難しく、公共交通は更にひっ迫した状況となっている。

交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づき、地域公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域経済・社会を作っていくためにも、地域公共交通に対する財政支援の拡充が求められているが、地方自治体の財政も一層厳しさを増す中、地域公共交通に対する十分な支援を地方自治体が行えるとは言い難い。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、国の財政支援措置を拡充するとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- １ 人権としての移動権を保障するため、交通空白地域としないための支援制度を国の財政措置において進めること。
- ２ エssenシャルワーカーである交通労働者の確保や技術継承のため、労働者への経験加算の仕組みの検討を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会